

(様式第1号)

みなとSDGsパートナー 登録申請書

令和5年6月1日

国土交通省港湾局長 殿

みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱第4条第1項に基づき、下記のとおり登録を申請します。

1. 概要

企業・団体名	関東港運株式会社
所在地	東京都港区海岸二丁目2番11号
代表者役職・氏名	代表取締役社長 田端 肇
担当者連絡先	電話：03-5442-0385 (担当：樽林)
	メール：kurebayashi@kantokoun.co.jp
ウェブサイトURL	https://kantokoun.co.jp/

2. 港湾関係企業等としての事業の概要

<p>弊社は昭和25年に創業した港湾運送事業者であり、京浜港においてコンテナ荷役、在来船作業、沿岸荷役を中心とした港湾荷役事業を実施している。</p>

3側面	SDGs 達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた指標
<input type="checkbox"/> 環境 <input checked="" type="checkbox"/> 社会 <input checked="" type="checkbox"/> 経済	合理化、人員の適正配置により時間外労働時間を5%短縮する。	【現状】月平均42時間 【目標】月平均40時間
<input checked="" type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input checked="" type="checkbox"/> 経済	自社所有建物100%LED化	現状進捗状況約60%、2030年までに100%とする。
<input type="checkbox"/> 環境 <input checked="" type="checkbox"/> 社会 <input checked="" type="checkbox"/> 経済	障害者法定雇用率を100%充足する。	【現状】2名分 【目標】4名分

SDGs達成に向けた具体的な取組

カテゴリ	チェック項目	具体的な取組 (公的な取得認証があれば、併せて記載してください。)	主なSDGs (17ゴールと169ターゲット) 関連項目																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																			
人権・労働	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別を防ぐ教育体制や相談体制を整備し、差別がないことを確認している	・総務部長を相談窓口担当者として任命している。					5.1 5.2 5.5				8.5 8.7 8.8		10.2 10.3					16.1 16.2 16.7	
	【ハラスメント禁止】 ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等のハラスメントを防ぐ、ルール・教育・相談体制を整備している	・ハラスメントを禁止する旨を就業規則に明記している。 ・総務部長を相談窓口担当者として任命している。 ・全管理職にハラスメント防止講習受講を義務化。					5.1 5.2 5.5				8.5 8.8							16.1	
	【労働時間】 ・過度な長時間労働の防止に取り組んでいる	・人員の適正配置により労働時間の短縮を推進。									8.5 8.8								
	【外国人労働者】 ・外国人労働者に対する差別、人権侵害がないことを確認している					4.4					8.5 8.7 8.8		10.2 10.3						
	【労働安全衛生】 ・作業中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる	・無事故者に対する安全表彰制度を整備。 ・ヒヤリハット提出の推奨			3						8								
	【メンタルヘルス】 ・労働者のメンタルヘルスを良好に維持できるように対策に取り組んでいる	・産業医監修の下メンタルヘルスチェックを実施。			3														
	【ダイバーシティ経営】 ・多様な人材（女性、外国人、障がい者、高齢者等）が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる	・障害者雇用に関し在宅勤務制度を適用 ・令和5年6月において2名分障害者を雇用					5.1 5.5				8.5		10.2 10.3						
	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している	・社内教育訓練制度に基づく体系的な免許取得サポート及び教育訓練を実施。				4	5.5				8	9							
	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応している	・職能資格制度を整備し、所持する免許、資格に準じた賃金制度を施行					5.5				8.5		10.2 10.3						
	【健康経営】 ・従業員への健康投資による生産性の向上等に取り組んでいる	・従業員に定期健康診断受診及び再検査受診を奨励し受診率100%を目指す。 ・従業員用医療電話相談サービスを契約。			3						8								
環境	【3Rの推進】 ・事業活動等から発生する廃棄物の管理及び処理を適切に行う等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組んでいる											11.6	12.4 12.5		14.1				
	【エネルギー】 ・自社のエネルギー使用量を把握し、エネルギー利用の効率化を進めている	・【予定】2030年までに連絡車としてBEV導入								7.3					13				
	【温室効果ガス】 ・自社の温室効果ガス排出量を把握し、排出量の削減を進めている	・夏季クールビズの実施 ・自社所有建物の照明LED化100%を推進								7.2 7.3				12.4	13.3				

カテゴリー	チェック項目	具体的な取組 (公的な取得認証があれば、併せて記載してください。)	主なSDGs (17ゴールと169ターゲット) 関連項目																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																			
14	【有害化学物質】 ・法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の抑制及び適切な使用に取り組んでいる	・自社所有建物におけるPCB含有機器調査の実施済み			3.9			6.3					11.6	12.4					
	【生物多様性】 ・自社活動が生物多様性や生態系に悪影響を及ぼさないよう配慮している						6.6								15				
	【水の管理】 ・水資源の利用状況を適切に管理し、利用効率の改善に取り組んでいる						6.4 6.6												
	【環境マネジメントシステム】 ・ISO14001、または同等の環境マネジメント規格を取得している			3.9			6	7					12	13.3	14	15			
	【環境情報開示】 ・環境の取り組みに関する情報を正しく開示している												12.6						
	【再生可能エネルギーの利用】 ・再生可能エネルギーの利用に取り組んでいる							7.2						13					
	【天然資源の持続的利用】 ・天然資源の持続的利用に配慮した調達に取り組んでいる												12.2	13	14	15			
製品・サービス	【製品・サービスの安全性】 ・製品・サービスの安全性を確保するための仕組みを構築している	・安全衛生管理室を経営トップ直轄の部署とし、安全に係る問題については全て経営トップに報告される体制となっている。			3.9								12.4						
	【品質保証】 ・品質のよいモノやサービスを提供するための仕組みを構築している	・2015年7月よりISO9001品質マネジメントシステム認証を取得。											9						
	【環境配慮】 ・環境に配慮した製品の開発・設計に取り組んでいる							6					12	13	14	15			
	【社会課題解決】 ・社会課題を解決する製品・サービスの開発・展開に取り組んでいる	・災害時に海上輸送、港湾物流を停滞させない為、備蓄食料保管等により作業員確保策を準備	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
社会貢献・地域貢献	【地域への配慮】 ・自社事業が地域に与える影響を把握し適切に対応している				4						9	11	12		14	15		17	
	【社会貢献活動】 ・寄付、ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいる	・人命救助等社会的徳行を行った従業員に対する表彰制度を整備し、過去の表彰実績がある。				4						11			14	15		17	
	【地域資源】 ・地域資源を積極的に利用（地消地産、地産外商）している									8	9	11	12	13					

(様式第3号)

令和5年6月1日

誓 約 書

国土交通省港湾局長 殿

所在地： 東京都港区海岸二丁目2番11号

名 称： 関東港運株式会社

代表者： 代表取締役社長 田端 肇

申請者及び申請者の役員等は、みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱第3条第4号及び第5号に規定されている要件に該当しないことを誓約します。

※みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱第3条第4号及び第5号

- (4) 申請者及び申請者の役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員等の反社会的勢力又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録することがふさわしくないと判断される事由がないこと。